

承認第 4 号

日出町税特別措置条例の一部改正について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 元 年 6 月 4 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

1 専 決 事 項

日出町税特別措置条例の一部を改正する条例

2 専決年月日

平成 31 年 3 月 31 日

日出町税特別措置条例の一部を改正する条例について

日出町税特別措置条例の一部を改正する条例を公布することについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

平成 31 年 3 月 31 日

日出町長 本 田 博 文

日出町税特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 31 日

日出町長 本 田 博 文

日出町条例第 13 号

日出町税特別措置条例の一部を改正する条例

日出町税特別措置条例（昭和 52 年日出町条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「平成 31 年 3 月 31 日」を「平成 33 年 3 月 31 日」に改める。

第 4 条第 1 項中「第 10 条第 8 項第 5 号」を「第 10 条第 7 項第 6 号」に、「第 42 条の 4 第 8 項第 6 号」を「第 42 条の 4 第 8 項第 7 号」に、「第 68 条の 9 第 8 項第 5 号」を「第 68 条の 9 第 8 項第 6 号」に改める。

第 5 条中「平成 31 年 3 月 31 日」を「平成 33 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。